主 文 被告人等の本件控訴はいずれもこれを棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人等の連帯負担とする。 理 中

本件控訴の趣意は末尾添附の被告人等の弁護人丸山正次提出の控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

弁護人の論旨第二点及び第三点について。

Eが逃走したa川堤防東側斜面から東方川縁までの距離が所論のように約一〇〇米あり、その川上も、川下もいずれも一面の草生地であるとしても、被告人等が右のように包囲するような体勢をとつてEを追跡した状況の下においては、Eが所論のように逃げ場を失うことはあり得ないものということはできないし、又原審証人Dの原審公判廷における供述によると、Eも当時飲酒していたことを認めることができるけれども、Eが所論のようにa川堤防東側の河原を川縁に向つて走り出した際、飲酒のため誤つてa川に転落したものと認めるべき証拠はない。

(要旨)そしてEは前示のように被告人等から暴行を受け、なおも被告人等から危害を受けることを恐れ、これ〈/要旨〉を避けるため、救を求めながら逃走したが、被告人等から包囲体勢をとつて追跡された結果、逃げ場を失い、やむなくa川に飛び込み溺死したものであるからEは被告人等の暴行に関する動作により溺死するに至つたものに外ならないものというべく、従つて被告人等の暴行とEの死亡との間に因果関係があるものと認めるを相当とするのである。しからば原判決には所論のような事実の誤認又は法令適用の誤はないから、論旨はいずれも理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 加納駿平 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)